第

3 7 0 7

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 27日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

⇒ 生活に通常必要でない資産

Q:別荘を売って損をした損失は、損益通算できないそうですが、どうなっているのですか?

A:生活に通常必要でない資産に係る所得の赤字はその所得以外の所得と損益通算することができないこととなっています。

【解説】

所得税では、不動産所得、事業所得、山林 所得又は譲渡所得の金額の計算上生じた赤字 の金額は、原則として、他の所得と損益通算 することができますが、生活に通常必要でな い次のような資産に係る赤字の金額について は、その所得以外の所得と損益通算すること ができないとしています。

[生活に通常必要でない資産]

- ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる 動産
- ② 通常自己及び自己と生計を一にする親族 が居住の用に供しない家屋で主として趣 味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有 するものその他主として趣味、娯楽、保養 又は鑑賞の目的で所有する不動産(別荘 等)
- ③ 生活の用に供する動産で生活に通常必要な動産(一定の高価な貴金属等を除く)に 該当しないもの

したがって、別荘等に係る譲渡損については、他の譲渡所得の黒字と損益通算することはできますが、通算し切れなかった赤字の金額は切り捨てされることになります。







